

(1) 安全目標に対する達成状況

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は次のとおりであります。

	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度
事 故	1件	2件	1件	0件
車両故障	7件	9件	8件	4件

※上記件数は弊社に責任のない事故件数も含みます。

【参考】自動車事故報告規則第2条(抜粋)

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

1. 自動車か転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの（故障によるものに限る）
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

注1：14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

注2：11日以上治療を要する傷害

(2) 社外表彰

● 令和7年度静岡県自動車連合会 安全運転コンクール

表 彰 名	営 業 所 名
静岡県自動車連合会会長 特別 表彰	鳥坂営業所
中部運輸局静岡運輸支局長・ 静岡県自動車連合会会長 連名 表彰	鳥坂営業所、岡部営業所
静岡県自動車連合会会長 表彰	相良営業所
静岡県バス協会会長 表彰	西久保営業所、小鹿営業所、浜岡営業所

● 令和7年度自動車安全運転センター 表彰

表 彰 名	営 業 所 名
優良安全運転事業所 金賞	西久保営業所、唐瀬営業所、相良営業所

● 令和7年度個人表彰実績

表 彰 名	該 当 者
国土交通省 自動車関係功労永年勤続バス運転者 / 国土交通大臣 表彰	1名
国土交通省中部運輸局 自動車関係功労永年勤続バス運転者 / 中部運輸局長 表彰	2名
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 自動車関係功労永年勤続バス運転者 / 静岡運輸支局長 表彰	5名
公益財団法人日本バス協会 優良運転者 / 日本バス協会会長 表彰	3名
一般社団法人静岡県バス協会 優良バス運転者 / 静岡県バス協会会長 表彰	8名
静岡県高速道路交通安全協議会 優良運転者 / 隊長・会長 連名 表彰	4名
静岡県高速道路交通安全協議会 優良運転者 / 会長 表彰	0名
静岡県高速道路交通安全協議会 優良運転者 / 中部支部長 表彰	5名